

沖縄県立八重山高等学校 舎食調理業務等委託契約書（案）

沖縄県立八重山高等学校 校長 黒島直人（以下「甲」という。）と、
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○（以下「乙」という。）とは、
沖縄県立八重山高等学校寄宿舎の舎食にかかる調理業務等の委託に関し、次のとおり契約
を締結する。

（総 則）

- 第1条 甲は、沖縄県立八重山高等学校寄宿舎の舎食調理業務等（以下「委託業務」という。）
を乙に委託し、乙は別に定める甲の調理業務等委託に関する仕様書に基づきこれを
受託する。
- 2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（契約の期間）

- 第2条 この契約期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。
本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく
長期継続契約である。

（衛生管理）

- 第3条 乙は、衛生管理に万全の注意を払い、常に誠意を持って良心的な本契約の遂行に努
めなければならない。

（委託業務履行場所）

- 第4条 委託業務の内、調理業務遂行場所は沖縄県立八重山高等学校寄宿舎調理場とする。

（委託業務の範囲）

- 第5条 委託業務の通常範囲は次のとおりとし、範囲外の業務については、その都度甲乙誠
意を持って協議するものとする。
- (1) 朝食・昼食・夕食等の献立作成及び調理に関する業務
 - (2) 調理器具類、食器類の洗浄、消毒、保管に関する業務
 - (3) 調理施設、設備の保守管理に関する業務

（舎食材料・献立の作成）

- 第6条 舎食材料の購入に関しては、乙の責任において行うものとし、献立の作成は乙が作
成し、甲が確認する。

（調理業務等委託料及び経費の内訳）

- 第7条 甲は、調理業務等委託料として、下記の金額を乙に支払うものとする。

総額 ○○○○○○ 円（内消費税額 ○○○○○○ 円）

年額 ○○○○○○ 円（内消費税額 ○○○○○○ 円）

月額 〇〇〇〇〇〇 円 (内消費税額 〇〇〇〇〇 円)

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 2 委託業務の契約期間が1ヶ月に満たない場合は、当該月の委託料は月額契約金額を、当該月の喫食基本日数で除して得た額に、喫食実施日数を乗じて算定した額とする。
- 3 乙は、委託業務完了後の翌月10日までに甲へ請求し、甲は乙の適法な請求書を受理した月の末日までに乙へ支払うものとする。
- 4 経費の内訳については、人件費(献立料含む)・検診料・検便料・保険料・維持管理費とする。
- 5 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金額は、沖縄県財務規則第101条によるものとする。

(食器・調理用器具類の保管)

第9条 乙は甲から預かり受けた食器類について、乙の過失により破損及び故障、紛失した場合には乙の負担で弁償するものとする。

(受託要件)

第10条 乙は、次の要件を満たし、かつ維持していなければならない。

- (1) 県内の学校・病院・社会福祉施設の1回あたり50食以上の食提供業務を5ヵ年以内に受託した実績があること。
- (2) 過去5ヵ年以内に食中毒事故がないこと。
- (3) 寄宿舍における舎食のもつ教育的意義について充分理解された業者であること。

(守秘義務)

第11条 乙または乙の従業員は、甲の定める規則を遵守するものとし、委託業務にて知れた甲及び利用者の内部事項について、第三者に漏洩してはならない。別紙、「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲または利用者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償する。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、ただちに本契約を解約することができる。

- (1) 乙がこの契約の定めに重大な違反をしたとき。
- (2) 飲食物の内容、衛生またはサービス等の著しい不良、管理の放漫等により、乙の委託業務を不適格と甲が認めたとき。
- (3) 乙の責に帰すべき事由により、乙が営業処分を受けたとき。
- (4) その他乙に著しく不都合な行為が生じたとき

2 甲は、前項第1号から第4号までの定めにより、この契約を解除する場合は、違約金として契約保証金を取得できる。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に基づき、契約保証金が免除されている場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として乙に請求するものとする。ただし、履行済みの分に相当する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

3 本契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、次年度以降において本契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合、本契約は解約できるものとする。

4 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）

第14条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第4項各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるため

の措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第15条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(解約に伴う補償等)

第16条 甲は、第13条及び第14条の定めに基づき契約を解除したときは、乙に対する損害賠償、その他一切の補償を行わない。

(乙の業務従事者の災害に対する措置)

第17条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については、全責任をもって措置し、甲は何ら責任を負わない。

(乙の法令上の責任・遵守)

第18条 乙は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）および雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託業務従事者の規律維持)

第19条 乙は、乙の委託業務従事者の身上、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負い、甲が乙の委託業務従事者について不相当と認めるときは、甲乙協議のうえ善処するものとする。

(再委託の相手方の制限)

第20条 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て業務の一部を委託する場合はこの限りではない。

2 乙は、本契約の競争入札者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙が第1項及び第2項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第21条 乙は、この契約から生じる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ又は担保に供してはならない。ただし書面により甲の承諾を受けたときはこの限りではない。

(協議事項)

第22条 甲及び乙は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、この契約の定めのない事項及びこの契約の各号の解釈において疑義が生じた場合、又この契約期間中に、公租公課（消費税を除く）や人件費、物価の変動等の事情が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

この規約締結の証として本書を2通作成し、甲、乙記名のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県石垣市字登野城275番地
沖縄県立八重山高等学校
校長 黒島直人

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による委託業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなくてはならない。

(秘密の事項)

第2 乙は、この契約による委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による委託業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による委託業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による委託業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による委託業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による委託業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業

務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱業務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による委託業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

また、甲の承諾を得て再委託した場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合には、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知っていたときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(注)1 「甲」は実施機関、「乙」は受託者をいう。